

## 障がい児給付

## 【障がい児相談支援給付】 身 知 精 難

障がい児通所支援の利用に関して、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することができるよう、障がい児の心身の状況や置かれている環境などの事情を踏まえて、通所サービスの利用計画（障がい児支援利用計画等）を作成し、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図ります。

**対象となる方：**障がい児通所支援を利用するすべての障がい児

**対象サービス：**障がい児相談支援事業

**申 請 窓 口：**各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

**利用手続き：**障がい児通所給付（障がい児通所支援）を参照

**費用負担：**無し

※本市ホームページに大阪市内の事業所リストを掲載しているほか、各区保健福祉センターにも大阪市内の事業所リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、ホームページまたは各区担当でご確認ください。

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>）

## 【障がい児通所給付（障がい児通所支援）】 身 知 精 難

障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、障がい児の保護者等に対し、児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援にかかる給付を行います。

サービスを利用する場合には、お住まいの区の下記窓口で申請手続きを行い、支給決定を受ける必要があり、指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。

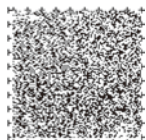
**対象となる方：**身体・知的・精神障がい児・難病を有する児童

**対象サービス：**4種類（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援）

**申 請 窓 口：**各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

**利用手続き：**① 支給申請 → ② サービスの利用意向調査 → ③ 指定相談支援事業者による利用計画（案）の作成 → ④ 支給決定 → ⑤ 指定相談支援事業者による利用計画の作成 → ⑥ サービス利用 → ⑦ モニタリングの実施 の流れになります。

**費用負担：**一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担）が必要となりますが、負担上限月額の設定や軽減措置が設けられています。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する費用が発生する場合もあります。



※医療的ケアを必要とする障がい児が児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する場合、必要な医療的ケアや見守りの必要性等を主治医に判定してもらい、「医療的ケア判定スコア」を作成してもらう必要がある場合があります。詳しくは、本市ホームページをご参照ください。

URL： <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000621911.html>

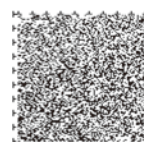
## ○障がい児通所給付

| 種別          | 対象者                                            | 内容                                                                                                                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援      | 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童、または難病を有する児童 | 障がい児に対する日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。<br>※上記のほか、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、中核的な療育支援施設のことを「児童発達支援センター」といいます。肢体不自由のある児童に対しては、治療をあわせて行うこともあります。 |
| 放課後等デイサービス  | 学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）又は専修学校等に就学している障がい児      | 就学中の障がい児に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進を行います。                                                                                                                                  |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等により外出が困難な障がい児                           | 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のための支援を行います。                                                                                                                                     |
| 保育所等訪問支援    | 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児                       | 保育所等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。                                                                                                                                  |

※いずれも障がい者手帳の有無は問わず、こども相談センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

※本市ホームページに大阪市内の事業所リストを掲載しているほか、各区保健福祉センターにも大阪市内の事業所リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、ホームページまたは各区担当でご確認ください。

(URL： <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>)



## 【障がい児入所給付（障がい児入所支援）】 身 知 精 難

障がいの重複化等を踏まえ、複数の障がいに対応できるよう、障がい児の保護者等に対し、福祉型・医療型障がい児入所支援にかかる給付を行います。

サービスを利用する場合には、こども相談センター（所在地：108 ページ）で相談していただいたうえで、お住まいの区で支給決定を受ける必要があり、指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。

**対象となる方：**身体・知的・精神障がい児・難病を有する児童

**対象サービス：**2種類（福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設）

**窓 口：**各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

**利用手続き：**① 支給申請 → ② サービスの利用意向調査・入所調整等 → ③ 支給決定 → ④ サービス利用 の流れになります。

**費用負担：**一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担）が必要となりますが、負担上限月額の設定や軽減措置が設けられています。また、利用施設が別途徴収する費用が発生する場合があります。

### ○障がい児入所給付

| 種別          | 対象者                                          | 内容                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉型障がい児入所施設 | 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童又は難病を有する児童 | 入所している障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行います。                                   |
| 医療型障がい児入所施設 |                                              | 入所している肢体不自由のある児童又は、知的障がいと肢体不自由が重複している児童に対し、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行います。 |

※いずれも障がい者手帳の有無は問わず、こども相談センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

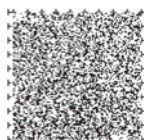
※本市ホームページに大阪市内の事業所リストを掲載しているほか、各区保健福祉センターにも大阪市内の事業所リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、ホームページまたは各区担当でご確認ください。

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>）

### （利用者負担）

負担が重くならないように、負担上限月額の設定など所得や収入に応じたさまざまな負担軽減措置が設けられています。

負担軽減措置を受ける場合は申請が必要です。サービス利用の申請時にあわせて申請してください。



## ○障がい児給付にかかる負担上限月額

| 上限区分 | 説明                                            | 負担上限月額  |               |         |
|------|-----------------------------------------------|---------|---------------|---------|
|      |                                               | 福祉部分    |               | 医療部分    |
|      |                                               | 通所      | 入所<br>(20歳未満) |         |
| 生活保護 | 生活保護世帯の場合                                     | 0円      | 0円            | 0円      |
| 低所得1 | 市民税非課税世帯であり、保護者（18歳以上の場合は本人）の収入が年額80万9千円以下の場合 | 0円      | 0円            | 15,000円 |
| 低所得2 | 市民税非課税世帯であり、低所得1に該当しない場合                      | 0円      | 0円            | 24,600円 |
| 一般   | 市民税課税世帯であり、所得割額が28万円未満である場合                   | 4,600円  | 9,300円        | 40,200円 |
|      | 市民税課税世帯であり、所得割額が28万円以上である場合                   | 37,200円 | 37,200円       |         |

支障  
が  
い  
援児  
6

＊負担上限月額の設定以外にも下記のほか、さまざまな負担軽減措置があります。詳しくは各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）へお問い合わせください。

### 【3歳から5歳までの発達支援の無償化】

お子さんが満3歳になって初めての4月1日から小学校に就学するまで、障がい児支援にかかる福祉部分の利用者負担は無償となります。無償化にかかる申請や手続きは不要です。

### 【多子軽減措置：世帯の市民税所得割合算額が77,101円以上の場合】

就学前のお子さんが複数おられるご家庭で、複数のお子さんが障がい児通所支援・保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を利用されており、2人目以降のお子さんが障がい児通所支援を利用している場合。

### 【多子軽減措置：世帯の市民税所得割合算額が77,100円以下の場合】

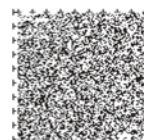
保護者と生計を同一にするお子さんが複数おられるご家庭で、2人目以降のお子さん（就学前）が障がい児通所支援を利用している場合。

## （障がい児支援事業所の情報公表制度）

障がい児相談支援・障がい児通所支援・障がい児入所支援を行う事業者は、情報公表制度に基づいて、事業所の基本情報や運営状況、サービスの提供体制などについての情報を公表することとなっています。独立行政法人 福祉医療機構が提供するWAM NET（下記 URL）で検索・閲覧できますので、サービスを利用する際のご参考にご活用ください。

WAM NET 障害福祉サービス等情報検索サイト

URL：<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>



## 【高額障がい児（通所・入所）給付費】

身 知 精 難

障がい児（通所・入所）支援等にかかる利用者負担の軽減措置の一つとして、同一世帯に障がい児（通所・入所）支援等を利用する方が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、世帯における利用者負担額のうち基準額を超える負担分について、償還払い方式により支給します。

負担軽減措置を受けるには、申請が必要となりますので、大阪市医療助成費等償還事務センターへ申請書等を送付してください。

なお、障がい児（通所・入所）支援を利用している方で、新たに高額障がい児（通所・入所）給付費の支給対象となる可能性のある方には、年に2回、大阪市医療助成費等償還事務センターから申請書等をお送りし、申請の勧奨を行います。

※対象となるサービス等の費用

- ・障がい福祉サービスのうち介護給付費等に係る利用者負担額
- ・介護保険の利用者負担額（同一人が障がい福祉サービスを併給している場合に限る。）
- ・補装具給付費に係る利用者負担額（同一人が障がい福祉サービス等を併給している場合に限る。）
- ・障がい児通所給付費に係る利用者負担額
- ・障がい児入所給付費に係る利用者負担額

## その他の事業

### 【児童発達支援利用者負担給付事業】

身 知 精 難

0～2歳児の第2子以降の児童発達支援事業の利用者負担額を無償化するため、「児童発達支援等利用者負担給付金」を給付する事業を実施しています。

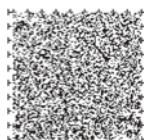
**対象となる方**：大阪市にお住まいで、2人目以降のお子様が0～2歳（※）であって児童発達支援を利用しており、児童発達支援事業者への利用者負担が発生する方（市民税課税世帯の方）

※ここでの0～2歳とは、当該年度に出生したもしくは年度の初日の前日に2歳に到達している場合を言い、令和7年度の対象者は、2人目以降のお子様が令和4年4月2日以降に生まれた方となります。

**事業内容**：原則として、保護者の方から各事業者に対して、給付金の請求及び受領を委任していただくことにより、事業者に対して給付金をお支払いします。給付金の支給を受けるためには、原則としてサービス利用月の前月末日までに保護者の方から大阪市内に申請いただく必要があります。

**申請窓口**：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

**必要書類**：児童発達支援等利用者負担給付金支給申請書



## 【難聴児補聴器給付事業】

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に、補聴器購入費又は修理費の一部を支給します。

**対象者**：次の項目すべてにあてはまる方

- ・大阪市内に在住する 18 歳未満の難聴の方
- ・両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満の方

**対象となる**：高度難聴用耳かけ型補聴器

**補聴器の基準** ※必要に応じイヤモールド付き

※補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に定められたもの

### 上 限 額

|                | 金額                                         | 内訳                                                          |
|----------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 購入費<br>(片耳当たり) | <b>49,184円</b><br>(イヤモールドを含まない場合)          | 46,400 円 (補聴器基準額) × 1.06 (仕入れ等に係る消費税相当分)                    |
|                | <b>59,254円</b><br>(イヤモールドを含む場合)            | 46,400 円 (補聴器基準額) + 9,500 円 (イヤモールド) × 1.06 (仕入れ等に係る消費税相当分) |
| 修理費<br>(片耳当たり) | <b>33,496円</b><br>(ただし、修理内容に応じて支給額が異なります。) | 31,600 円 (耳かけ型アンプ組立交換基準額) × 1.06 (仕入れ等に係る消費税相当分)            |

支障  
が  
い  
援  
児  
6

**自己負担額**：1 割負担 (ただし、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は自己負担なし)

**窓** ☐：福祉局障がい者施策部障がい支援課

**必要書類**：●大阪市難聴児補聴器購入費支給申請書

●大阪市難聴児補聴器購入費支給意見書

(指定自立支援医療機関〔育成医療〕で作成されたもの)

●補装具業者の見積書

●課税証明書 (本市課税の場合は同意書でも可)

## 医療的ケアが必要なこどもへの支援

### 【医療的ケアが必要なこどもの障がい福祉サービス等の利用】

医療的ケアが必要なこどもについては、障がい者手帳を所持していなくても、「医療的ケア判定スコア」等の提出により、以下のサービスの利用申請を行うことができます。

サービスを利用するには、お住まいの区の窓口で申請手続きを行い、支給決定を受ける必要がありますので、まずはお住まいの区の下記窓口でご相談ください。

**対象となる方**：医療的ケアが必要な児童

**対象サービス**：介護給付 (居宅介護・短期入所\*等)、

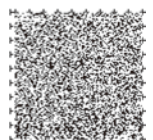
障がい児給付 (児童発達支援・放課後等デイサービス等) 等

**費用負担**：一定の負担 (原則として 1 割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担) が必要となりますが、負担上限月額の設定や軽減措置が設けられています。  
また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する費用が発生する場合があります。

**相談窓口**：各区保健福祉センター福祉業務担当 (所在地 裏表紙)

※医療的ケアが必要なこどもが利用できる短期入所の実施機関については、

46 ページの【重症心身障がい児者等医療型短期入所】をご参照ください。



## 【医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の情報】

障がい福祉サービス等情報公表制度に基づき、WAM NET にて医療的ケアに関する体制についての情報を公表している事業所について、本市ホームページ（下記 URL）に掲載しています。障がい福祉サービス等を提供する事業所等を利用する際にご活用ください。

### 本市ホームページ

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000567067.html>



### （参考）WAM NET 障害福祉サービス等情報検索サイト

URL : <https://www.wam.go.jp/sfkohyout/COP000100E0000.do>



### 【医療的ケア児とは】

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことを指します。

### 本市ホームページ「医療的ケアが必要なこども等への支援」

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3020-7-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

